第 38 回科学技術部会	次州1 0
平成 19 年 5 月 29 日	資料1-2

厚生労働科学研究費補助金配分機能の移管のあり方について

1. 経緯

1) 平成15年4月、総合科学技術会議において「競争的研究資金制度改革について(意見)」がまとめられた。

この意見書の中で、「独立した配分機関(Funding Agency)体制の構築」の項目において、

- ●厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。 と記載された。
- 2) これを受け、厚生労働省は、同年(平成 15 年)10 月の厚生科学審議会科学技術部会において、厚生労働科学研究費補助金の執行体制については、
- ●厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容に応じて、 配分機関機能を付与する方向で検討する。

との方向性を示し、平成 18 年度から、試行的に施設等機関への配分機能移管 を開始した。

2. 現在の配分能移管試行の状況

試行機関名	研究事業名(平成 18 年度~)	研究事業名(平成 19 年度~)
国立がんセンター	第3次対がん戦略総合研究	がん臨床研究
国立精神・神経センター	こころの健康科学研究	
国立保健医療科学院	地域健康危機管理研究	健康危機管理・テロリズム対策 システム研究
国立医薬品食品衛生研究所		化学物質リスク研究

3. 厚生労働科学研究費補助金配分機能の施設等機関への移管に関する指摘

- 1) 平成 18 年 8 月、総合科学技術会議第 4 回競争的研究資金 PD (Program Director) 会議において、厚生労働省における配分機能移管について、
- ●利益相反の疑いを招かない仕組みが必要。

第 38 回科学技術部会 平成 19 年 5 月 29 日

第17回科学技術部会(平成15年10月)配布資料1-2

厚生労働科学研究費補助金の執行体制について

- 1 総合科学技術会議の「競争的研究資金制度改革について (意見)」 (平成15年4月21日)
 - 5. 独立した配分機関 (Funding Agency) 体制の構築

《具体的方策》

- 競争的研究資金の配分に当たっては、各配分機関がそれぞれ専門性と特徴をもって、戦略的・機動的に業務を遂行すべきである。 総合科学技術会議は、競争的研究資金制度間の連携を図り、政府 全体として効果的・効率的な運営体制の構築を図る。
- 〇 新制度の相次ぐ創設により、各省の下で、3~4 以上の制度に細切れとなってきているのが現状であり、各制度の目的・内容を精査し、効率的運用の観点からその整理・統合を図る。
- 〇 特に、我が国の競争的研究資金全体の概ね5割の資金規模となっている科学研究費補助金、約1割を占める厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。
- 2 厚生労働科学研究費補助金の現状
- (1) 平成15年度研究事業の執行体制

4分野28事業を本省内部部局の12関係部局が所管し研究事業を推進中。

平成16年度概算要求においては、4分野18事業に再編。

(2)予算額推移

平成 1 3 年度 3 2 9 億円 平成 1 4 年度 4 0 7 億円

平成 1 5 年度 4 1 7 億円

平成16年度 657億円(概算要求額)

3 検討の方向性(案)

厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容 に応じて、配分機関機能を付与する方向で検討する。

(参考) 競争的研究資金制度改革について (意見)

(平成15年4月21日 総合科学技術会議) 一抜すいー

5. 独立した配分機関 (Funding Agency) 体制の構築

《現状》

〇 現在、競争的研究資金として位置付けられているものは26 制度である(7 省 庁、配分機関としては本省6、法人7)。

また、その対象も研究者個人、機関(大学、公的研究機関、民間企業等)とそれぞれの制度で異なる(これは、例えば科学研究費補助金が従来(~平成13年8月)、一部国立試験研究機関等を含むものの、ほぼ大学、高等専門学校を対象としていたことや、平成8年度以降、特殊法人による公募型の研究開発等は民間企業、国立試験研究機関を主たる対象としていた等の経緯による)。

- 配分事務を本省で実施している制度は、それが制度の拡充、弾力的な運用体制の構築の制約となっている場合がある。
- 他方、特殊法人が配分事務を行っている制度については、特殊法人改革の一環として予算拡大に制約が課された場合、競争的研究資金の拡充の制約となる。
- 諸外国においては、競争的研究資金の大部分は、複数(多くて数機関)の政府 機関又は外郭団体が独立した配分機関として、それぞれの専門性と特徴を有し つつ、グラントを供与し、その多様性と効率性を両立している。
- (注)・米国をはじめとする先進諸外国においては、主要な研究費の配分は専門性と効率性の観点から、行政機関とは別の専門機関が実施している。(米国・・・NIH、NSF等、英・・・Research Council 6機関、独・・・ドイツ研究協会(DFG)、伊・・・国家研究会議等)
 - ・配分機関(Funding Agency)は、①人事・予算執行面で行政から一定の独立性・自立性を確保し、②多人数の専任の研究マネージャー(プログラムオフィサー)を擁し、科学技術の側面から一貫したマネジメント体制を構築、③研究者が責任者としてマネジメントの統括責任を負う。

《具体的方策》

○ 競争的研究資金の配分に当たっては、各配分機関がそれぞれ専門性と特徴

第 38 回科学技術部会 平成 19 年 5 月 29 日

第26回科学技術部会(平成17年7月)配布資料4

厚生労働科学研究費補助金の配分機能の移管について

厚生労働科学研究費補助金業務の施設等機関への移管について

▶H15. 4 総合科学技術会議 「競争的研究資金制度改革について(意見)」

厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。

▶H15. 10 厚生科学審議会科学技術部会

厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容に応じて、配分機関機能を付与する方向で検討する。



〇平成18年度予算分から段階的(慣らし運転的)に既存施設等機関へ業務 移管することを検討中

厚生労働省本省と 施設等機関との役割分担(案) 一基本的な考え方一

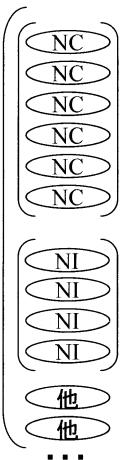
- 厚生労働省本省
 - 予算要求、国会対応、取扱規程及び細則策定等を行う(「調整・研究政策評価」業務)
- 施設等機関
 - 評価を行い各研究課題の採択及び配分を行う (「研究評価」業務)とともに、その適正な執行を支援・審査する(「交付事務」業務)

役割分担(案)

厚生科学審議会

厚生労働省本省の機能

- 1.「調整」機能
- ・施設等機関間の調整
- •関係担当課間の調整
- •他府省との調整
- •国会対応
- 2.「研究政策評価」機能
- 前年度の研究事業成果の評価



施設等機関の機能

- 1.「研究評価」機能
- •評価委員会の運営
- •採択課題の決定
- •研究の適正な実施の評価
- •研究成果の評価
- 2. 「交付事務」機能
- •公募
- •通知等連絡事務
- •経理事務指導

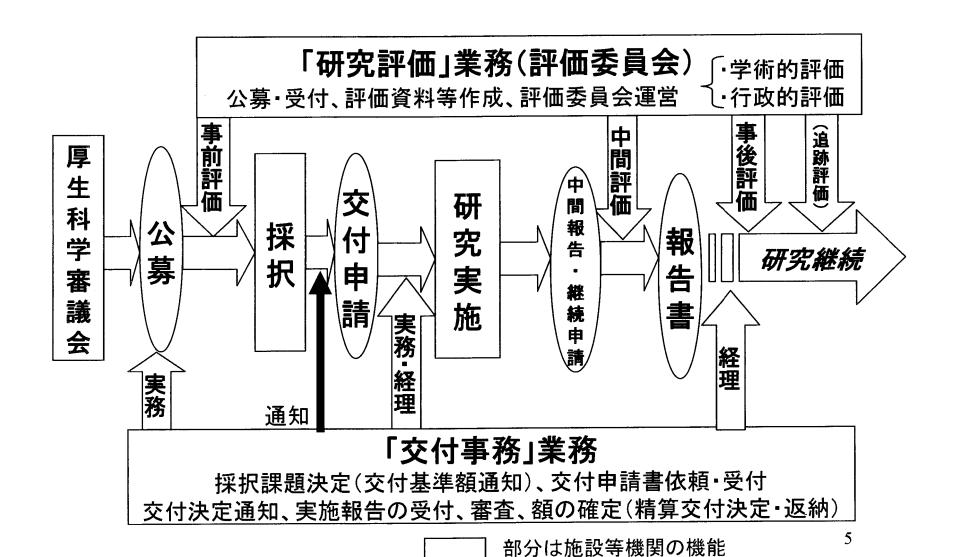
NC: National Center

NI: National Institute

研究評価関連事業業務の変更(案)

厚生労働本省	施設等機関
(1) 前年度の研究事業成果の評価(科技部会)	
(2) 基本的考え方の策定(重点領域設定等)	(2) 基本的考え方の提言
(3) 予算要求、国会・総合科学技術会議対応	
(4) 政策的研究課題の提示	(4) 研究事業の課題案のとりまとめ
(5) 課題の了承(厚生科学審議会)	
(6) 評価指針の策定、手引きの作成	
(7) 募集要項、申請様式の決定	
	(8) 公募、受付
	(9) 評価資料等作成
(10) 行政評価委員の派遣	(10) 評価委員会運営
(11) 他府省との調整・重複課題のチェック	(11) 採択課題決定(交付基準額通知)
	(12) 交付申請書依頼·受付
	(13) 交付決定通知
·	(14) 実施報告の受付
	(15) 審査
	(16) 額の確定(精算交付決定・返納)

配分機関における業務(改定イメージ)



移管に関する基本的考え方

- ・ 本省: 政策に直結し緊急性の高い研究事業
 - 特別研究、指定研究、プロジェクト研究
 - 試行段階の戦略研究課題
- その他:基本的に移管を検討
 - 研究機能を有する施設等機関
 - 施設等機関の専門性に着目
- 注意
 - 推進事業は移管しない
 - 研究事業ブロックごとの移管(段階的移管は不可)

当面の方向性

- ・研究事業のうち本省所管課及び施設等機関の 調整が得られたものから、試行的に移管実施
- ・ 具体的な検討(例)
 - 国立がんセンター
 - _ 国立保健医療科学院
- 情報交換・研修等は、検討中の施設等機関へ も提供

公平性・中立性の確保

- ・ 基本的考え方
 - 評価委員・委員長は、施設等機関職員も可
 - 同時に、公平性・中立性の確保が不可欠
- 施設等機関の事務委任をする際の前提条件
 - 評価者に利害関係のないことを署名で求める
 - 施設等機関の自らの評価には出席しない
 - 交付決定権者(機関長)自らの申請は不可
 - 議事内容の公表(個人情報保護等への配慮)
 - 評価結果の公表